

平成 30 年 11 月 9 日

お客さま各位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

平成 30 年 7 月豪雨に係る災害義援金（愛媛県北宇和郡鬼北町）の取扱期間延長について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、平成 30 年台風 7 号により被害を受けられた皆さまへのお見舞いとして寄せられる義援金振込のご依頼を、当行本支店にて下記のとおり受付けておりますのでお知らせします。

記

1. 災害義援金受入口座等について

- （1）下記振込先の振込手数料は、窓口受付に限り無料といたします。
- （2）なお、ATMおよびインターネットバンキング等によるお振込につきましては、当行所定の振込手数料がかかりますので、窓口にてお振込手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

義援金取扱口座名 （受取人口座名）	口座所属店	預金種目 口座番号	取扱期間
キホクチヨウサイガイギエンキン 鬼北町災害義援金	愛媛銀行 近永支店	普通 3662708	平成 30 年 12 月 28 日まで

2. その他

鬼北町からの領収書は発行されませんので、振込金受領書をもってこれに代えてください。

また、礼状についても発送されませんので了承願います。

以 上

本件に関する問合せ
事務部事務管理課
担当者 加藤
022-225-8240